

後期高齢者医療制度

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)

☎011-290-5601

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3118)

保

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証は7月31日(水)で失効し、使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が令和2年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、8月1日(木)以降はお持ちの桃色の保険証を破棄して、だいたい色の保険証をご使用ください。

▶保険証(最新はだいたい色)

減

額認定証も新しくなります

保険証と同様に減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も7月31日(水)で失効し、使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(木)以降はお持ちの水色の減額認定証を破棄して、黄緑色の認定証をご使用ください。

▶認定証(最新は黄緑色)

減額認定証の交付条件

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給している方

限

度額適用認定証も新しくなります

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(水)で失効し、使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額適用認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(木)以降はお持ちの水色の限度額適用認定証を破棄して、黄緑色の認定証をご使用ください。

▶認定証(最新は黄緑色)

限度証の交付条件

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

保

保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少などにより、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保

保険料の支払い方法

「口座振替」どちらか選択できます。口座振替を希望する方はお問い合わせください。
※年金天引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

医

療費通知を送付します

※年金天引きの場合、確定申告などの社会保険料控除は、天引きされる年金の受給者のみが対象です。
広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象の期間中に医療機関等へ受診した方へ送付しています。医療費の推移が一目でわかるため、健康状態の把握や健康管理に活用できます。
発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。